

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵

(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の業務に関する報告書

年 月 日提出

栃木県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

| | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 家畜人工授精所の管理番号 | |
| 2 | 家畜人工授精所の名称及び所在地 | |
| 3 | 家畜の種類及びその業務の別 | |
| 4 | 家畜人工授精用精液を譲渡した件数 | |
| 5 | 家畜人工授精用精液を譲受した件数 | |
| 6 | 家畜受精卵を譲渡した件数 | |
| 7 | 家畜受精卵を譲受した件数 | |

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づく報告を行うこと。
 - 1 牛
 - 2 豚
 - 3 馬
 - 4 山羊
 - 5 めん羊
- 3 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 4 4及び5は家畜の種類ごとに記載し、6及び7は牛に限って記載すること。